

1. 松山市スポーツ推進審議会条例

昭和37年4月1日

条例第14号

改正 平成20年3月21日条例第3号

平成23年12月26日条例第33号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、松山市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) スポーツに関する学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年3月21日条例第3号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成23年12月26日条例第33号）抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2. 松山市スポーツ推進審議会委員名簿

(令和3年3月末日現在・氏名五十音順)

区分	氏名	所属団体・機関名等
学識経験者	今川 弥生	株式会社ヘルシープラネット 代表取締役
	土佐 礼子	三井住友海上火災保険 陸上部アドバイザー (松山市スポーツかがやき大使)
	三浦 累美	松山東雲短期大学 教授
	◎ 山中 亮	愛媛大学社会共創学部 准教授
体育団体	豊山 千鶴	松山市スポーツ推進委員協議会 副会長
	開 忠和	公益財団法人松山市スポーツ協会 会長
学校体育	笹本 太三郎	松山市中学校体育連盟 会長
	中川 祐二	松山市小学校体育連盟 会長
競技団体	○ 宮内 将	松山市軟式野球連盟 副会長
	和田 善江	松山市家庭婦人バレーボール連盟 副会長
その他	岩田 房子	松山市公民館連絡協議会 理事
	長曾 喜久美	松山市身体障害者協会 副会長
	西森 昭夫	松山市小中学校PTA連合会

(注) ◎…会長、○…副会長